

「営業秘密保護規定」の意見募集に関する通知

企業の営業秘密保護を強化し、営業秘密侵害行為を厳しく取り締まり、研究開発とイノベーションを奨励し、公平な競争の市場秩序を維持するため、市場監督管理総局は『営業秘密侵害行為禁止に関する若干の規定』（1995年11月23日元工商行政管理局令第41号公布、1998年12月3日元工商行政管理局令第86号改訂）の改訂作業を展開し、「営業秘密保護規定」（意見募集稿）」が起草し、現在社会に公開的に意見を求め、締め切りは2025年5月25日である。公衆は以下の方法と方法で意見を提出することができる：

1. 国家市場監督管理総局のウェブサイト（URL：<http://www.samr.gov.cn>）にログインし、ホームページの「インタラクション」欄の「アンケート収集」からご意見をお寄せください。
2. ご意見やご提案は、メールで jjjzcc@samr.gov.cn までお送りください。メールの件名には「営業秘密の保護に関する規則（意見募集案）」とご記入ください。
3. 資料は北京市海淀区馬甸東路9号（郵便番号100088）国家市場監督管理総局価格監督競争局宛に郵送し、封筒に「営業秘密保護規定（意見募集稿）」と明記してください。

付録：

1. 「営業秘密保護規定」（意見募集稿）
2. 「営業秘密保護規定」（意見募集稿）に関する説明

国家市場監督管理総局
2025年4月25日

※本資料はジェットロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

出所先：国家市場監督管理総局

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2025/art_0eb6d32af2e3486e98a8543d5447a314.html